

2020 年 10 月 1 日

吸収分割にかかる事後開示書面

大阪府中央区南久宝寺町二丁目 1 番 5 号
株式会社イトアンドホールディングス
代表取締役 文野 直樹

大阪府枚方市春日北町一丁目 10 番 10 号
株式会社イトアンドインターナショナル
代表取締役 小林 健教

株式会社イトアンドホールディングス（以下「分割会社」といいます）及び株式会社イトアンドインターナショナル（以下「承継会社」といいます）は、2020 年 5 月 26 日に吸収分割契約を締結し、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む「海外戦略本部が所管する海外事業等に関するすべての事業」に関する一切の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社がこれを承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を実施いたしました。

会社法第 791 条、第 801 条第 3 項 2 号および会社法施行規則第 189 条に基づき、次のとおり開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. 分割会社における事項

（１）吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

（２）株式買取請求にかかる手続の経過

会社法第 785 条第 1 項による株式買取請求をした株主はいませんでした。

（３）新株予約権買取請求にかかる手続の経過

該当事項はありません。

（４）債権者異議にかかる手続の経過

債務承継に関しては、重疊的債務引受の方法によっているため、債権者保護手続を省略しております。

3. 承継会社における事項

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者異議にかかる手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2020 年 8 月 5 日付官報において債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を申し出た債権者はいませんでした。なお、承継会社には、催告すべき知れている債権者がいないことから、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、分割会社から、分割会社の「海外戦略本部が所管する海外事業等に関するすべての事業」に関する資産、負債その他の権利義務のすべてを承継いたしました。承継した資産の額は 130 百万円、負債の額は 17 百万円（いずれも概算値）です。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

本吸収分割における分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2020 年 10 月 1 日に行います。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、本吸収分割に際し、新たに発行した 8,000 株を分割会社に交付致しました。

以上